別紙１

「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針（案）」及び「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画（令和8年度）（案）」に対する意見募集の結果及び回答

［募集期間：令和８年６月１６日（火）～令和８年７月３日（金）］

意見提出者：計４件（法人０件、個人４件）

（意見提出者一覧）

個人（４件 ）

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人①	安全な通信を確保するため、「盗聴」「ネット監視」など、通信の秘密を脅かす犯罪・権力介入に対して、対策を求める。 国民の利益を保障するべく、通信会社が 盗聴対策・ネット監視対策を行うよう、監査すべきだろう。	電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングは、電気通信事故の発生増加を受けて取りまとめられた「電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」（令和5年3月）に基づき、電気通信事故の防止を図ることを目的として、行政により、電気通信事業者における電気通信役務の安全・信頼性の確保に係る取組状況のモニタリングを行うものであり、頂いたご意見は本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。	無
2	個人②	電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針にあたり、以下の意見を申し上げます。 1.外国資本による通信インフラへの支配問題 LINEヤフー株式会社は日本人の8割以上が使用する通信・情報インフラですが、親会社Aホールディングスを通じてソフトバンクと韓国NAVER（ネイバー）がそれぞれ50%の議決権を保有しています。2023年には日本人ユーザーの個人情報が韓国サーバーに漏洩する問題が発生し、総務省の行政指導後もデータ移管対応が大幅に遅延しました。 2.6G協定における技術流出リスク 2026年4月、NTTドコモ・KDDI・楽天モバイル・ソフトバンクの日本4社が韓国通信大手LGユープラスと「The Tokyo Accord」を締結しました。LGユープラスはHuawei製通信機器を長期使用してきた企業であり、日本の6G技術が間接的に中国に流出するリスクがあります。 3.モニタリング基本方針への意見 以下の内容をモニタリング基本方針に含めることを求めます。 外国資本が議決権の3分の1以上を保有する通信事業者に対する重点モニタリングの実施 外国通信事業者との技術協力協定締結時における安全審査の義務化 日本人ユーザーの通信データを外国サーバーに送信する事業者への監視強化 Huawei等の安全保障上懸念のある企業との関係を持つ外国通信事業者との協定に対する審査強化 日本の通信インフラの安全性を守るための実効的なモニタリング体制の整備をお願いします。	電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングは、電気通信事故の発生増加を受けて取りまとめられた「電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」（令和5年3月）に基づき、電気通信事故の防止を図ることを目的として、行政により、電気通信事業者における電気通信役務の安全・信頼性の確保に係る取組状況のモニタリングを行うものであり、頂いたご意見は本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。	無

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
3	個人③	「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針（案）」及び「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画（令和8年度）（案）」に関する意見 私は、通信インフラ、重要インフラ、個人情報保護、サイバーセキュリティに関心を持つ個人として、意見を提出します。 本件の基本方針案及び年次計画案では、電気通信役務の安全・信頼性を確保するため、指定公共機関である主要な電気通信事業者に対し、ガバナンス、管理規程の実施状況及び遵守状況、委託先の状況、リスク分析、電気通信設備に対するリスクの洗い出し、対応措置・応急復旧措置等を確認することとされています。 電気通信サービスは、国民生活、企業活動、行政サービス、医療、金融、防災、緊急通報など、社会全体を支える重要インフラです。その安全・信頼性を確保するためには、通信設備の停止を防ぐことや、障害発生時に早期復旧することに加えて、運用・監視・保守・加入者管理・認証・委託先管理・バックアップ環境等で扱われる重要データの保護も、モニタリング上の重要な観点として扱うべきだと考えます。 近年は、ランサムウェア、内部不正、委託先・再委託先からの流出、クラウド設定不備、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、生成AIを利用した流出情報の分析・悪用など、情報漏えいの経路と被害の広がり方が複雑化しています。 また、2026年6月には、九州電力送配電株式会社において、お客さま情報を保存した外部記憶媒体が所在不明となる事案が公表されています。同社の公表によれば、需要者名、供給場所住所、使用電力量データ、電話番号等の情報が最大1,090万口分保存されていたとされ、現時点で流出の事実は確認されていないものの、社外に漏えいのおそれがあるとされています。 この事案は、重要インフラ分野において、外部記憶媒体、バックアップ、保守運用、委託先・関係者の取扱いなど、人が介在する運用のわずかな不備によって、大規模な情報漏えいリスクが生じ得ることを示す具体例だと考えます。電気通信分野においても、設備の停止や障害だけでなく、運用・保守・監視・加入者管理・認証等に関係する重要データの漏えい時の被害最小化を、モニタリング項目の中で明確に扱うべきです。 暗号化は重要な基礎対策ですが、どの情報を暗号化対象とするかの判断、鍵の管理、権限設定、運用ルールの徹底などに人が関与します。そのため、設定ミス、鍵管理の不備、誤送信、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、委託先での取扱いミスなど、人が介在することによる漏えいリスクを完全に防ぐことは難しいと考えます。 さらに、量子コンピューターの発展により、現在広く使われている暗号方式が将来的に危殆化する可能性について、NIST等の専門機関も警鐘を鳴らしています。耐量子暗号への移行は重要ですが、方式によっては公開鍵、署名、暗号文等のサイズが大きくなり、通信・記憶・処理・運用負荷が増える可能性があります。そのため、暗号方式の強化だけに依存するのではなく、データそのものを分散・無意味化し、一部が流出しても単体では復元・悪用されにくい状態にする多層的な対策が必要だと考えます。 この観点から、基本方針案及び年次計画案に対して、以下を要望します。	電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングは、電気通信事故の発生増加を受けて取りまとめられた「電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」（令和5年3月）に基づき、電気通信事故の防止を図ることを目的として、行政により、電気通信事業者における電気通信役務の安全・信頼性の確保に係る取組状況のモニタリングを行うものであり、頂いたご意見は本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。	無

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		ガバナンスに対するモニタリングにおいて、管理規程の実施状況及び遵守状況、委託先の状況、経営資源の十分性を確認する際に、重要データの保護、漏えい時の被害最小化、委託先・再委託先・クラウド・バックアップ環境におけるデータ保護を確認項目に含めること。 電気通信設備に対するモニタリングにおいて、伝送機能、交換機能、制御機能、運用・監視・保守機能、通信の接続又は認証に係る加入者管理機能等に関係する重要データについて、単なるアクセス制御や暗号化だけでなく、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にする対策を検討対象に含めること。 ネットワークの仮想化、基地局設備の集約化、運用・監視機能の高度化により、一部の設備や管理機能に障害・侵害が発生した場合の影響範囲が拡大し得ることから、設備の冗長化や復旧手順だけでなく、データの分散保管、データ無意味化、秘密分散等により、侵害時・漏えい時の被害を最小化する設計を確認すること。 生成AI時代には、流出した情報の分析、名寄せ、詐欺・なりすまし等への悪用が従来より容易になる可能性があるため、「侵入を防ぐ」「障害を防ぐ」「復旧する」だけではなく、「万一外部に出ても、漏えいしたデータ単体では悪用されにくい状態にする」という観点を、安全・信頼性確保の一部として明確に位置付けること。 将来的な量子コンピューター時代の暗号危殆化や、耐量子暗号への移行に伴う通信・記憶・処理・運用負荷も踏まえ、暗号方式だけに依存しない多層的なデータ保護を、モニタリング上の確認項目として検討すること。 特定の企業や製品の採用を求めるものではありません。秘密分散、データ無意味化、分散保管といった技術カテゴリを、電気通信役務の安全・信頼性を支える重要データ保護の選択肢として、モニタリングの着眼点に含めていただきたいという趣旨です。 電気通信インフラは、社会全体の基盤であり、障害・停止への備えと同時に、運用・保守・監視・加入者管理・認証・委託先管理等に関係する重要データの漏えい時被害最小化も重要です。基本方針及び年次計画において、この観点をより明確に反映していただくことを要望します。		

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
4	個人④	通信役務の安全・信頼性確保を論じる前に、現行の通信インフラ市場が国民の生存を脅かす「寡占状態」にあるという現実を直視せよ。不透明な手数料値上げ、プランの抱き合わせ改悪、違約金、そしてホッピング規制等により、国民は適正な選択肢を奪われ、経済的搾取を余儀なくされている。市場を「自由競争」と美化して放置する総務省の不作為こそが、通信インフラ最大の脆弱性である。 「安全・信頼性」以前の構造的欠陥 本案で掲げられる「安全・信頼性の確保」は、ネットワークの技術的な安定のみを指しているように見えるが、国民にとっての最大の不信頼は、通信インフラが「公共料金」として適正に管理されていないことにある。水や電気のように生存に不可欠なサービスでありながら、通信事業者は営利企業としての暴利を貪ることを許されている。手数料の値上げ、実質的なプラン改悪、違約金の存在など、国民が逃げ場を失うような契約条件を容認し続ける現状は、明らかに市場の失敗である。 行政の不作為と寡占の放置 大手キャリアによる寡占状態を放置しながら、いかなるモニタリングを行おうとも無意味である。特に、ホッピング規制など、通信の流動性を阻害し、乗り換えを事実上困難にする行為を黙認している姿勢には強い憤りを感じる。総務省は「自由競争による価格低下」という破綻した論理をいつまで盾にするつもりか。競争が働かない以上、行政が介入し、価格とサービスの両面から適正な水準を強制的に担保すべきである。 国民負担を圧迫するモニタリングの欺瞞 年次計画において、事業者側のシステム安定性ばかりを監視し、国民の生活防衛に直結する「価格形成の適正化」や「利用者利益の保護」を軽視するなら、本計画は事業者保護のための行政的アリバイ作りに過ぎない。国民から集めた高額な通信費が、インフラ投資よりも株主還元や不透明な広告宣伝費に消え、結果として国民の生活費が圧迫されている現状を、モニタリングの対象項目として最優先で加えることを求める。 行政への要求 総務省は、事業者と癒着した現状の「甘い監督」を即刻改めよ。国民を「搾取の対象」としか見ていない通信業界に対し、公共性の確保を前提とした厳格な規制を導入すること。今の通信インフラは、国民の知る権利を担保する道具ではなく、国民の財布を狙う「自動集金装置」と化している。この不条理を放置することは、行政としての背信行為であると自覚せよ。	電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングは、電気通信事故の発生増加を受けて取りまとめられた「電気通信事故に係る構造的な問題の検証に関する報告書」（令和5年3月）に基づき、電気通信事故の防止を図ることを目的として、行政により、電気通信事業者における電気通信役務の安全・信頼性の確保に係る取組状況のモニタリングを行うものであり、頂いたご意見は本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。	無